

● 背景と主旨

水防法に基づき、「想定し得る最大規模の降雨」に対応した洪水浸水想定区域を指定する河川以外において、河川氾濫による浸水被害が発生しており、**リスク情報空白域における適切な洪水浸水リスクの提供が課題**となっている。

このような背景と主旨から**令和3年7月に水防法が改正され、洪水浸水想定区域の指定対象が、住家等の防御対象があり、雨量、水位情報等が入手可能な全ての河川流域に拡大**※1となった。

(防御対象：住宅、要配慮者利用施設、避難者が居住・滞在する建築物、避難施設、避難路等)

指定対象施設	指定
住宅	○
要配慮者利用施設	○
居住、滞在する建築物	○
避難路	○
避難施設	○
その他避難の用に供する施設	△

● 大阪府のこれまでの取り組み

平成17年度～（水防法での取り組み）

洪水予報河川・水位周知河川での計画規模（1/100）の浸水想定区域の公表・指定 <計39河川>

平成22～24年度（府管理河川でのリスク周知）・・・リスク情報空白地帯は解消

全154河川全区间で洪水リスク表示図を公表（1/10、1/30、1/100、1/200） <154河川>

平成27年度～令和3年度（水防法改正及びリスク周知の更新）

水防法改正に伴い、想定最大規模の洪水浸水想定区域図（1/100、L2）及びリスク図の更新（1/10、1/30、1/100、L2） <154河川>

● 洪水浸水想定区域の改正内容（水防法第14条）

（従来の対象河川）

洪水により相当な損害が起こる重要な河川

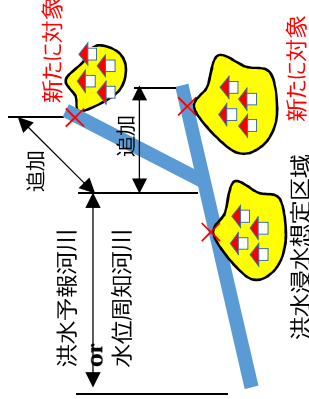
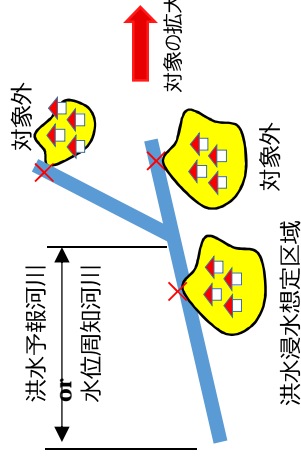
- 洪水予報河川 } 水位の通知義務あり
- 水位周知河川 }

改正

（改正後の対象河川）

防御対象があり、水位情報等が入手可能な全ての河川

- 洪水予報河川 } 水位の通知義務あり
- 水位周知河川 }
- その他河川※1 } 水位の通知義務なし



● 市町村の責務（水防法第15条）

・浸水想定区域ごとに地域防災計画に以下を記載

- ①洪水に関する情報の伝達方法（一部改正：洪水等に関する情報※2）
 - ②避難施設、避難路等に関する事項
 - ③市町村が行う避難訓練の実施に関する事項
 - ④地下街、要配慮者利用施設等の名称及び所在地
 - ⑤その他避難確保を図るために必要な事項
- ・浸水想定区域を示した印刷物（ハザードマップ）の作成・配布

※2 人的災害を生ずるおそれがある洪水等に関する情報

雨量、当該河川の水位、その他の情報

河川管理者が取得する水位情報のほか、気象庁が発表する雨量や洪水に関する情報（キキクル）

● 大阪府の方針

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

水防法改正に伴う洪水浸水想定区域の指定拡大について

●大阪府の方針

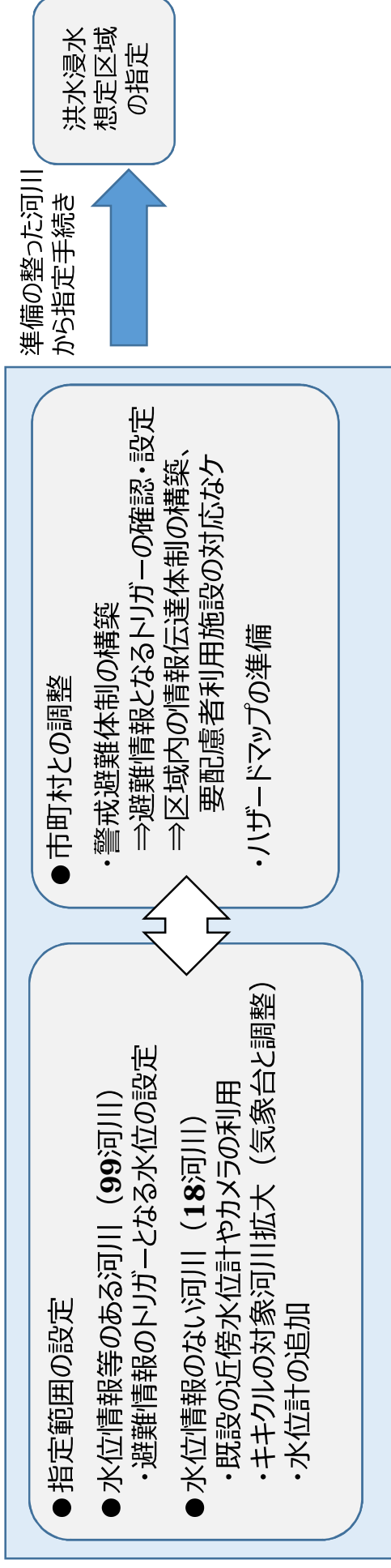
(基本方針)

全ての府管理河川を対象に、令和6年度早期の洪水浸水想定区域の指定完了を目指す。

(指定条件)

- ・想定最大規模降雨 (L2) による浸水想定区域図の作成 ⇒ 令和3年度完了
- ・当該河川の水位情報等の提供 (水位計等、キキクル)

(指定に向けた進め方)



(指定のスケジュール)

<国の方針：令和7年度までに指定完了>

- ・全ての府管理河川で 指定に向けて、市町村と調整を開始
- ・全ての府管理河川の区域 洪水浸水想定区域を公表 (R4.2)